



2025年 6月10日

各位

会社名 ReYuu Japan株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 重富 崇史  
 (東証スタンダード: 9425)  
 問合せ先 企画管理部長 武本 遼祐  
 電話番号 03-6230-9388  
 U R L <https://www.reyuu-japan.com/>

## レンタル資産の取立不能又は取立遅延のおそれによる特別損失の計上に関するお知らせ

当社において、株式会社 Meditation JAPAN (以下「Meditation 社」といいます。) との間で締結しておりましたスマートフォン端末のレンタル契約に関し、当該レンタル資産の回収について取立不能又は取立遅延のおそれがあると判断し下記のとおり特別損失を計上することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 当該取引先の概要

|      |                       |                              |                    |
|------|-----------------------|------------------------------|--------------------|
| (1)  | 名 称                   | 株式会社 Meditation JAPAN        |                    |
| (2)  | 所 在 地                 | 福岡県福岡市中央区高砂二丁目 10 番 13-804 号 |                    |
| (3)  | 代表者の役職・氏名             | 代表取締役 内田聡史                   |                    |
| (4)  | 事 業 内 容               | PR キャスティング、コンサルタント事業等        |                    |
| (5)  | 資 本 金                 | 100 万円                       |                    |
| (6)  | 設 立 年 月 日             | 2022 年 12 月 22 日             |                    |
| (7)  | 純 資 産                 | 不明                           |                    |
| (8)  | 総 資 産                 | 不明                           |                    |
| (9)  | 大株主及び持株比率             | 不明                           |                    |
| (10) | 上 場 会 社 と<br>当該取引先の関係 | 資 本 関 係                      | 該当事項はありません。        |
|      |                       | 人 的 関 係                      | 該当事項はありません。        |
|      |                       | 取 引 関 係                      | 当該レンタル契約における端末の貸与先 |
|      |                       | 関連当事者への<br>該 当 状 況           | 該当事項はありません。        |

#### 2. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

民事訴訟を提起し、利用料金 462 千円、利用料金相当損害金 3,811 千円、貸与物に係る弁償代金 38,500 千円及びこれらに対する遅延損害金を請求しております。なお会計上は、当該レンタル資産の簿価に相当する未収入金 29,283 千円と、同額の貸倒引当金繰入額を計上しております。

### 3. 取立不能又は取立遅延のおそれ並びに特別損失の計上が生じた経緯

当社は、2024 年 6 月に Meditation 社との間でスマートフォン端末のレンタルに関する契約を締結し、同年 9 月までの間に段階的に計 250 台の端末を相手方へ納品いたしました。本契約は、月額レンタル料金を前金にて受領する形態であり、契約当初は予定通りの取引が継続しておりました。しかしながら、同年 11 月分の支払いを境に、同社からのレンタル料金の入金が停止いたしました。当社は当初、支払遅延の通常対応として督促を実施しましたが、同社の回答内容には一貫性がなく、事実確認も取れない状況が続きました。このような状況を受け、当社は当該レンタル契約を解除し、速やかな端末返却および未収レンタル料金の支払いを求めました。契約解除後も一定期間にわたり、Meditation 社からは返却する意思がある旨の断続的な意思表示がありましたが、実際に返却されることは一切なく、その後は連絡自体が完全に途絶えるに至りました。

これら経緯を踏まえ、当社は法的手続きによる回収を図るべく、2025 年 5 月 14 日付で Meditation 社に対し損害賠償等を求める民事訴訟を提起いたしました。さらに、資産の違法な流出の可能性を排除できないと判断し、事態発覚直後より警察当局に対して相談を行い、資料提供等の協力も継続的に行っております。

現在に至るまで、Meditation 社からの端末の返却・弁済等は一切行われておらず、全 250 台が所在不明のままとなっております。また、資力調査の結果、同社およびその代表者には十分な資産背景が確認できず、現実的にはレンタル資産および未収レンタル料金についての全回収は困難であるとの判断に至りました。

これらの状況を総合的に勘案した結果、当社は当該レンタル資産の簿価に相当する貸倒引当金繰入額 29,283 千円に弁護士費用 1,175 千円を加え、計 30,458 千円の特別損失を計上いたしました。

なお、本特別損失は、本日公表の 2025 年 10 月期第 2 四半期決算において既に織り込み済みです。

### 4. 今後の見通し

引き続き、法的措置の実施を含め、端末の所在確認および債権の回収に向けてあらゆる手段を講じてまいります。

また、本件の発生を受け、既にレンタル契約に関する利用規約の改定を実施し、賠償金の支払義務や連帯保証制度の明記等、契約条項の明確化および実効性の強化を行っております。さらに、同様の事案の再発防止に向けて、契約前の審査体制の強化や、レンタル期間中の端末管理体制の厳格化等、内部管理体制の見直しを進めております。

当社といたしましては、実効性のあるリスク管理体制および契約運用体制の強化に取り組み、取引先との健全かつ信頼性の高い取引環境の維持・構築に努めてまいります。

以 上